

令和6年6月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨木市長 福岡 洋一

市町村名 (市町村コード)	茨木市 (27211)	
地域名 (地域内農業集落名)	泉原東谷 (泉原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域全体は南北に広く、農地の面積は市内有数の広さである。
- ・農地の地目は大半が「田」であり、おおむね幹線道路沿いに分布し、整形されているものが多い。また、一区画の面積も比較的大きい。
- ・後継者が不在である農地の面積が全体の3割を超えており、新たな受け手の確保が急がれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に地域農業を維持しつつ、担い手の意向によっては、収益性の高い作物の栽培を検討する。
- ・比較的圃場が整備された場所については、意欲のある担い手へ集約し、効率的な生産を図る。
- ・小規模、不整形な農地については、少数多品目の農作物生産を軸に地域農業を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織等への農用地の集積をめざしつつ、小規模な農地については、地域農家や認定新規就農者などへの集約化をめざす。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、貸借の意向がある農地をみどり公社に貸し付ける。その際は所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
ほ場整備等、一定の基盤整備は実施済みだが、老朽化した水路や獣害防止柵などの整備の検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市の地域農家制度と連携し、就農希望者の研修や援農希望者を積極的に受け入れることで、地域に愛着を持ってもらい、農業を担う者として定着してもらえよう取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業などを抽出し、農作業委託の検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧必要に応じて農業用施設を整備する。